

「こちら、企業の労働
110番です」

電話の主は、とある情
報通信関連会社の総務担当者でした。

「労働者派遣法の改正
が成立したら、派遣労働

います。その主な内容は、

(1)届出制の特定労働者
派遣の廃止

(2)派遣労働者の正社員
雇用継続推進措置義務化

(3)専門業務を廃止し、
全ての業務につ

いて同一事業所
における派遣受け入れ可能期間

を3年とする(過
半数組合等への
意見聴取により
延長可)

(4)派遣労働者
個人の派遣先同
一組織単位(課)
における受け入
れを最長3年とす
る(無期雇用
の派遣労働者で
あれば制限なし)
等となつてい
ます。

労働者の受け入れ可能期間
は最高3年までとなつて
いますが、改正法案では、
派遣先事業所単位では過
半数組合等からの意見聴
取を経ることにより、3
年を超える派遣労働者の
受け入れが可能となり、
派遣労働者個人単位では、
無期雇用であれば期間の

先はこれまでのよう抵
触日を大きく意識するこ
となく派遣労働者を受け
入れることも可能となり
ます。その一方で、有期

雇用の同一派遣労働者の
場合は3年で受け入れで
きくなり、派遣元で3
年での雇い止めが増える
ので、という懸念もあ

り、まだこれから議
論が続く可能性があ
ります。

施行日についても、
現在は9月1日とさ
れていますが、変更
される可能性もあり、
今後の国会の動きを
見守らなければなり
ません。

この改正法は、派遣
労働者の受け入れがあく
までも臨時のものである
という原則が大きく変わ
る可能性があるもので、
法案が成立すれば、派遣

改正情報を把握し、対応
していくかなくてはなりま
せん。

そこで、これらの改正
への対応について、労働
法曹界の最高権威、安西
愈氏に聞くことのできる

「改正労働法に対応する
人事管理を考えるセミナ
ー」を、9月29日に名古

屋能楽堂にて開催いたし
ます。詳しくは23ページ
をご覧下さい。またとな
い機会ですので、ぜひど
もご参加ください。また、

9月30日より開講する「労
働実務専門講座就業管
理コース」においても実
務上の対応を含めて詳し
く解説いたします。現在

審議中の労働者派遣法に
ついても更に詳しく触れ
ることができますので、ぜひご受講く

ださい。詳しくは、当協
会総合受付(☎052-
961-1666)まで。

名北協会相談員日誌 58

こちらの企業の 労働110番です



一般社団法人 名北労働基準協会
事業企画推進部課長代理・労務管理推進室長

社会保険労務士 藤原朋子

派遣労働者の労務管理

(3)及び(4)に関係します。
現在の法令では、専門26
業務に該当する場合を除
き、同一業務への派遣勞

者にいつまでも働いて
もらえると聞いたけど」。

平成27年8月20日現在、
労働者派遣法の改正につ
いて参議院で審議されて

ご質問の件は、前述の
(3)及び(4)に関係します。
現在の法令では、専門26
業務に該当する場合を除
き、同一業務への派遣勞

この改正法案は、派遣
労働者の受け入れがあく
までも臨時のものである
という原則が大きく変わ
る可能性があるもので、
法案が成立すれば、派遣

法令の改正が相次いで
おり、直近では労働契
約法第18条の無期転換権
に関する特別措置法が4
月1日に施行されており、
他にも男女雇用機会均等
法やパートタイム労働法、
次世代育成支援対策推進
法なども一部改正となる
など、企業はそれぞれの



イラスト・森沢康代